

申請事業主の方へ

# <令和5年度>65歳超雇用推進助成金について

**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部**

# 目次

## はじめに

1. 65歳超雇用推進助成金の概要と支給までの流れ
2. 65歳超継続雇用促進コースの内容
3. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容
4. 高年齢者無期雇用転換コースの内容
5. 支給申請の手引きと申請様式など

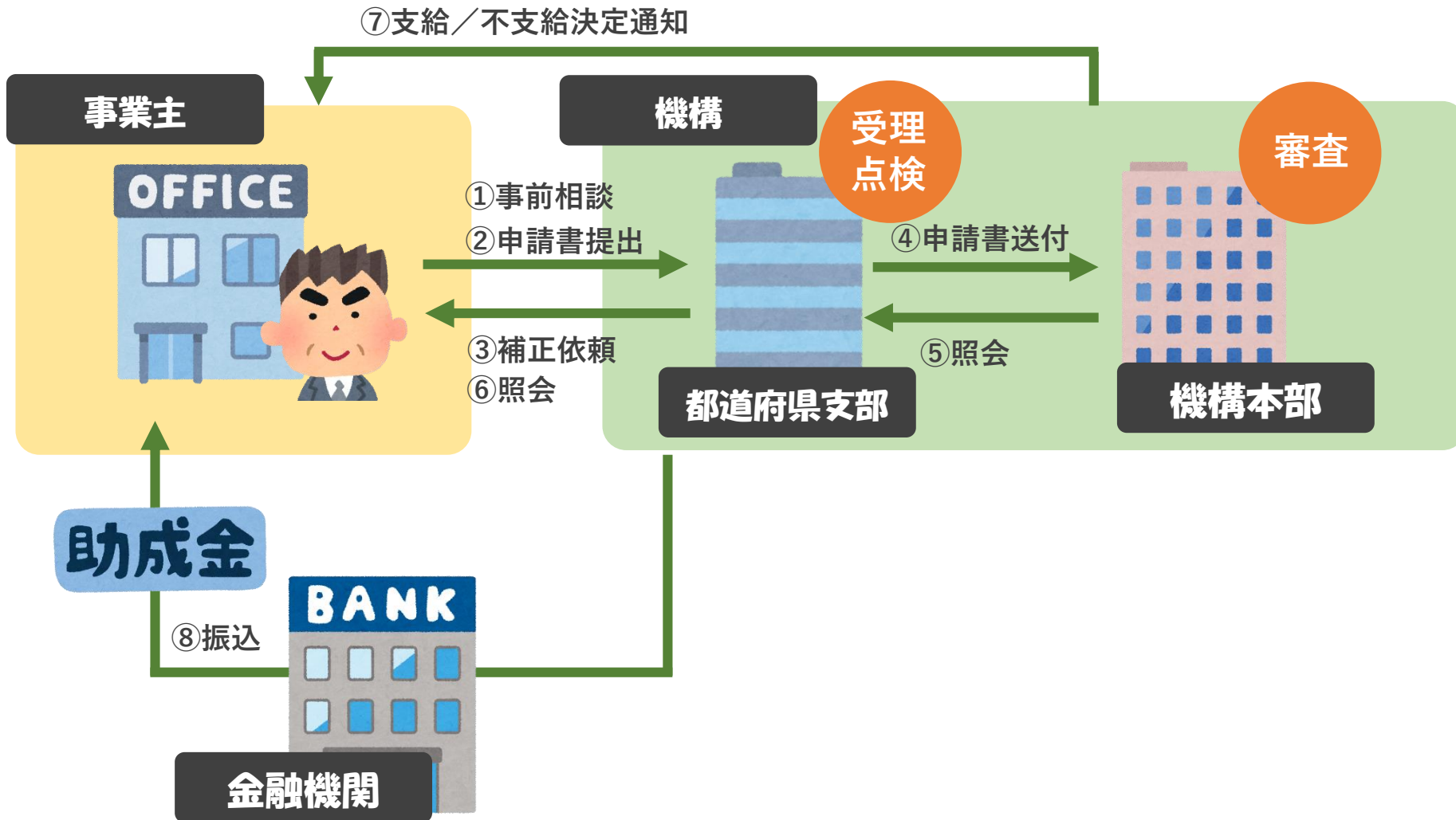
# 1. 65歳超雇用推進助成金の概要

65歳超雇用推進助成金は、厚生労働省が行う雇用政策の一つとして、その支給業務全般を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っています。

この助成金は定年等を引き上げて高齢者に長く働いてもらいたい、賃金制度や健康管理制度を導入して高齢者が働きやすい環境づくりがしたい、パートタイマー等を期間の定めのない契約に転換して高齢者に活躍してもらいたいといった事業主の方々に活用いただけます。



# 助成金支給までの流れ



## 2. 65歳超継続雇用促進コースの内容

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施し、一定の支給要件に当てはまる事業主に対して一定額（10～160万円）を助成します。



# 支給金額

## 定年引上げ又は継続雇用制度引上げ

措置内容 対象被保険者数	65歳への 定年引上 げ	66～69歳への定年の引上げ		70歳以上へ の定年の引 上げ(注)	定年の定め の廃止 (注)	66～69歳へ の継続雇用 の引上げ	70歳以上へ の継続雇用の 引上げ(注)
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

## 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への継続雇 用の引上げ	70歳以上への継続雇 用の引上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

(注) 旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

# 65歳超継続雇用促進コースの主な支給要件

---

## ①定年の引上げ等の制度の実施

- ・旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止等

## ②就業規則の届出

改正前後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ていること

## ③高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）の遵守

制度の実施日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に法律の第8条、第9条第1項の規則に則ったもの

## ④経費の支出

専門家等に就業規則の改正を委託し、経費を支出していること

## ⑤対象被保険者がいること

## ⑥高年齢者雇用管理に関する措置の実施等

健康管理、安全衛生の配慮、勤務時間制度の弾力化等

# 支給申請期間

◆ 65歳超継続雇用促進コースの支給申請期間は下記のとおりです。

制度 実施月	申請期間	制度 実施月	申請期間
令和5年4月	5月～8月の各月月初から5開庁日以内	10月	11月～2月の各月月初から5開庁日以内
5月	6月～9月の各月月初から5開庁日以内	11月	12月～3月の各月月初から5開庁日以内
6月	7月～10月の各月月初から5開庁日以内	12月	1月～4月の各月月初から5開庁日以内
7月	8月～11月の各月月初から5開庁日以内	令和6年1月	2月～5月の各月月初から5開庁日以内
8月	9月～12月の各月月初から5開庁日以内	2月	3月～6月の各月月初から5開庁日以内
9月	10月～1月の各月月初から5開庁日以内	3月	4月～7月の各月月初から5開庁日以内

定年の引上げ等の制度の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日までに支給申請書に必要な書類を添えて、申請窓口へ支給申請してください。

※制度の実施日が属する月（制度実施月）は支給申請期間には含まれません。



### 3. 高年齢者評価制度等雇用管理改善コースの内容

認定された雇用管理整備計画に基づき、高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

- ・賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- ・労働時間制度の導入又は改善
- ・在宅勤務制度の導入又は改善
- ・研修制度の導入又は改善
- ・高年齢者向けの専門職制度の導入又は改善
- ・健康管理制度の導入等

# 支給金額

支給対象経費（上限50万円）に60%（中小企業以外は45%）を乗じた額を支給します。

※初回の支給対象経費については、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降は50万円を上限とする実費）

区分	支給額
中小企業事業主	支給対象経費の60%
中小企業以外の事業主	支給対象経費の45%

## 4. 高年齢者無期雇用転換コースの内容

認定された無期雇用転換計画に基づき、50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者（平成25年4月1日以降に締結された契約期間が通算5年以内の者）を転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を助成します。

対象労働者は、1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。



# 就業規則への記載事項

例

無期雇用転換制度を就業規則に規定する際に記載が必要な事項

○条（無期雇用への転換）

平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内かつ勤続6か月以上で満50歳以上の有期契約社員で、所属長が推薦し、本人が転換を希望する者については、面接及び筆記試験を実施し、合格した者について無期雇用又は正規雇用へ転換することができる。

転換時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者が対象となる旨を明示すること

転換時期を明示すること  
（「随時」は不可）

## 5. 支給申請の手引きと申請様式など

65歳超雇用推進助成金に関するご相談・申請等は青森支部の高齢・障害者業務課へお問い合わせください。

所在地 〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番2号

T E L 017-721-2125



# 支給申請の手引き

申請にあたっては「支給申請の手引き」を活用してください。

令和5年4月1日版

高齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆さまへ

**65歳超雇用推進助成金**  
**65歳超継続雇用促進コース**

**支給申請の手引き**

● 65歳超継続雇用促進コースとは・・・  
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅等に応じて一定額を助成する制度です。

～この手引きは令和5年度中に支給申請を行う事業主に適用されます～

令和5年4月1日

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Corporation for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

令和5年4月1日版

高齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆さまへ

**65歳超雇用推進助成金**  
**高齢者評価制度等雇用管理改善コース**

**支給申請の手引き**

● 高齢者評価制度等雇用管理改善コースとは・・・  
高齢者の雇用の推進を図るための雇用管理制度の整備（賃金・人事処遇制度、労働時間、健康管理制度等）に係る措置を実施した事業主に対して助成する制度です。

～この手引きは令和5年度中に計画申請を行う事業主に適用されます～

令和5年4月1日

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Corporation for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

令和5年4月1日版

高齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆さまへ

**65歳超雇用推進助成金**  
**高齢者無期雇用転換コース**

**支給申請の手引き**

● 高齢者無期雇用転換コースとは・・・  
この助成金は、高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成する制度です。

～この手引きは令和5年度中に計画申請を行う事業主に適用されます～

令和5年4月1日

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
Japan Corporation for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

# ホームページのご案内

The screenshot shows the homepage of the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers (Jeed). At the top, there are navigation links for '本文へ', 'アクセシビリティ', 'サイトマップ', 'よくある質問', 'お問い合わせ', and 'English'. Below this is the organization's logo and name in Japanese and English. A search bar is also present. The main navigation menu includes '機構ホーム', '全国の施設', '高齢者雇用の支援' (highlighted with a red box), '障害者の雇用支援', '職業能力開発の支援', and '機構について'. A callout box with a green border points to the '高齢者雇用の支援' menu item and contains the text: 'トップページ > 高齢者雇用の支援 > 助成金'. Below the navigation is a large illustration of a man and a woman talking, with a house and an airplane in the background. At the bottom, there are several promotional banners for various programs and a '利用者別メニュー' (User-specific menu) with links for '事業者の方へ', '障害者の方へ', '障害者雇用の支援者の方へ', '求職者の方へ', '高校卒業（見込）の方へ', and '高齢者の方へ'.

各コースの支給申請の手引きや申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。トップページから「高齢者雇用の支援」、「助成金」の順に進んでください。

<https://www.jeed.go.jp/>

高齢助成金 機構



**助成金の受給には、一定の要件を満たす必要があります。  
詳細な要件等につきましては、各助成金の「支給申請の  
手引き」をご確認くださいませようお願いいたします。**

**ご清聴ありがとうございました**